

地域生活支援拠点等 について

2021年(令和3年)7月
福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

地域生活支援拠点とは、障
害児者の重度化・高齢化・
「親亡き後」を見据え、

居住支援のための機能

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築です。

居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、
地域の障がい児者を支援する

多機能拠点整備型 と

地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障がい児者を支援する

面的整備型 があります。

多機能拠点整備型

GH併設型



グループホーム

体験の機会・場

緊急時の受け入れ

相談

この場合、専門的な知識・技術を有するスタッフによる支援や夜間の支援体制等を確保する観点等から、一定程度の規模が必要なケースも考えられる。

等

単独型



体験の機会・場



緊急時の受け入れ



相談

等

面的整備型

体験の機会・場



グループホーム

相談

緊急時の受け入れ

等

本市におきましては「障がい児者が地域において安心して自立した生活を実現できるまち」をめざすべき姿に掲げ、本年4月からエリアを限定して、面的整備型で実施することと
しています。

今後は、実施地域の現状・課題等を整理・分析し、本事業の全市での実施に向けた方向性を定めることと
しています。

引き続き、本事業の円滑な実施に向け、ご協力の程よろしく申し上げます。

併せて、施設から在宅への移行促進の観点から、自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援の基盤整備を図る必要があります。

これらのサービスへの参入
につきましても、前向きにご
検討いただきますようよろし
くお願いいたします。